

第4章 まちづくりの方針

4 - 1 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本的な考え方

狛江市のまちづくりの基本となる土地利用の規制・誘導を図るにあたって、次に示す7点を基本的な考え方とします。

良好な住宅地環境の維持・形成

水と緑に恵まれた住環境と生活や交通の利便性を兼ね備えた、質の高い住宅地環境の維持・形成を図ります。

駅前や幹線道路沿道への公益機能・交流機能の配置

鉄道駅周辺において、商業・業務機能、交流機能、福祉機能といった各種の公益・交流機能の配置・強化を図るとともに、幹線道路の沿道などについても、鉄道駅周辺を補完する形での配置を図ります。

用途や建築形態が混在する地区における開発の適切な規制・誘導

住宅や工場などさまざまな用途の混在が可能であったり、さまざまな規模・形態の建物や農地などの混在が進行する地区について、住環境の悪化と街並み景観の混乱を防ぐため、周囲の環境との調和が保たれるように、開発の適切な規制・誘導を図ります。

狭あい道路地区における住環境の改善

木造住宅の密集、基盤整備の遅れが見られる地区の改善を図ります。

大規模な開発の適切な誘導

住宅団地の建替えや大規模敷地での土地利用の転換など、大規模な開発が行われる場合には、周辺地域に調和するような土地利用の規制・誘導を図ります。

農地の保全・活用

農地、特に生産緑地については、生産機能や環境機能を持つ重要な資源として、保全・活用を図ります。

地区の個性を活かす、きめ細かなまちづくりの推進

用途地域制度の一律的な規制による画一的なまちづくりだけではなく、都市計画法による地区計画、狛江市まちづくり条例を含むさまざまな土地利用規制誘導手法を活用し、地区の個性を活かした、市民主体、市民参加によるきめ細かなまちづくりを推進します。

(2) 土地利用類型別の土地利用誘導方針

市内全域を、地区の主要な土地利用用途、建築形態、基盤整備状況などの違いから、8種類の地区に区分し、各々の土地利用誘導方針を以下のとおり定めます。

【住居系市街地】

低層住宅地区

現在、用途地域として第一種低層住居専用地域を指定しており、低層住宅地としての住環境が一定程度保全されている地区ですが、近年では、農地の宅地化や、宅地の細分化により、緑の減少と、細街路網・生活道路網が形成されないままの建て詰まりが進行しています。

これらの地区では、狛江市まちづくり条例などを活用して、最低敷地面積の確保や細街路網形成の誘導、生垣や敷地内緑化の誘導、積極的な街並み景観形成の誘導などを図ることにより、緑に包まれたゆとりある低層住宅地の形成を目指します。

幹線道路網・生活道路網が未整備の地区については、生活道路網を形成するため、現存する主要な細街路について、通過交通の抜け道にならないような措置を施しつつ、機能面・景観面での改善を図ります。

この地区内を中心に農地が散在していますが、生産緑地の指定を受けたものについては、生産機能・環境機能の面から保全を図ります。

中高層住宅地区

住宅地の中でも主に小田急線に比較的近接し、用途地域としては、主に第一種中高層住居専用地域や第一種住居地域を指定している地区ですが、基盤が未整備な地区であることも多く、近年では、周囲が低層住宅や農地であるところに、中高層の共同住宅が建つことで、建築紛争も発生しています。

これらの地区では、基盤整備状況や周囲の土地利用の実態に応じた適度な密度と形態の中高層住宅開発を誘導するため、狛江市まちづくり条例による地区まちづくり計画や、都市計画法による地区計画の策定を促進することで、地区における今後の中高層建築物の規制・誘導方針を明確にし、低層住宅と調和の取れた地区の形成を図ります。また、相隣関係に関わる調整の基準を定め、特に用途地域の異なる隣接部分における相隣関係を調整することなども検討します。基盤が未整備な地区については、基盤整備の進捗状況に応じて、建築物の高さの制限などを強化することを検討します。

大規模住宅地区

都営狛江アパートや多摩川住宅といった、計画的に整備された大規模な団地や、民間の大規模マンションからなる地区ですが、近年では、大規模住宅の建替えが検討され始めており、更新の時期を迎えています。

老朽化に伴うさまざまな問題が生じないようにするために、建物や敷地の適切な維持・管理が継続されるよう必要に応じて適切な配慮と要請を行います。

大規模な修繕や建替えなどが行われる場合には、周辺環境との調和、活性化に繋がるように適切な誘導を図り、多様な世代が共生する地区を目指します。

【複合系市街地】

中心商業・業務地区

狛江駅周辺の地区は、交通結節点としての機能を持ち、また、市内では最も多く商業・業務機能が集積しています。

これらの機能の維持・充実とともに、交流・情報提供・子育て支援などの各種の公益機能・交流機能の強化を図り、まちの「中心拠点」にふさわしい、にぎわいのある地区の形成を図ります。

北口周辺では、新たな機能の導入を図るとともに、重要な環境資源であり「特別緑地保全地区」に指定されている泉龍寺周辺の一帯について、緑に包まれた潤いある景観と環境の保全・形成を図ります。南口周辺は、地域に密着した商店街の維持、市の中心部にふさわしい機能の強化・導入を検討・推進するとともに、住宅との調和を図ります。

地域交流地区

和泉多摩川駅及び喜多見駅の周辺は、狛江駅に次ぐ交通結節機能を持った利便性の高い地区であることから「地域交流地区」に位置づけます。

これらの地区では、買い物や通勤・通学などで人々が集まる特性を活かして、日用品店舗や飲食店をはじめとする商業施設のほか、交流のための機能など各種の公益的な施設の立地の促進を図ることにより、日常生活を支える拠点となる地区を目指します。

低層住宅の住環境と中高層建築物の相隣関係の調整については、「中高層住宅地区」に準じた配慮を行います。

幹線道路沿道・鉄道沿線地区

用途地域としては主に近隣商業地域や第一種住居地域を指定している幹線道路の沿道や小田急線の沿線の地区を「幹線道路沿道・鉄道沿線地区」に位置づけます。

これらの地区では、後背部の低層住宅地の住環境との調整を図りながら、中高層住宅や、公益機能・交流機能などの立地を誘導するとともに、街路景観の形成に配慮し、また、延焼遮断機能など防災機能も果たす地区の形成を図ります。

住工混在地区（準工業地域指定地区）

現在、用途地域として準工業地域が指定されている地区です。近年、工場などが転出し、跡地に中高層住宅などが建設されており、いわゆる住工混在問題は自然に解消する傾向にあります。これらの地区では、工業用途などの存続状況を精査し、必要に応じ用途地域の指定替え、中高層住宅地区に転換することを検討します。

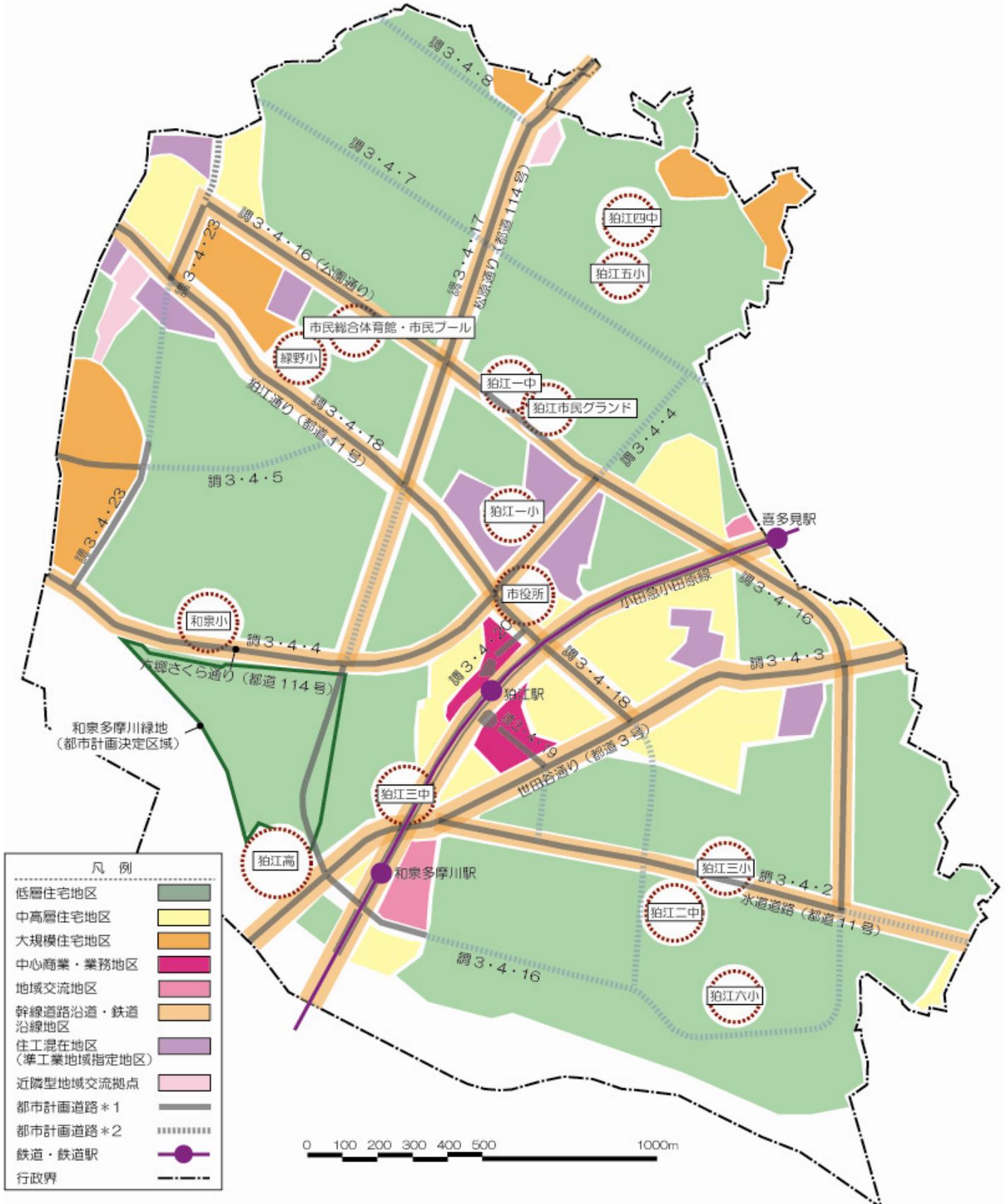
また、当面は住工混在地区として、工業などの維持を図るとともに、周辺の住宅地との調和を図るべき地区については、高密度な中高層住宅開発による住環境の悪化を防ぐため、中高層住宅などの開発については「中高層住宅地区」に準じた配慮を行います。

準工業地域では住居系用途地域に比べて建築形態に関わる規制が緩く、過度に高密度な開発が起きやすいため、狛江市まちづくり条例の基準を強化することにより、中高層住宅などを建設する際には、住居系用途地域と同等の建築形態とすることなどを検討します。

近隣型地域交流拠点

市北西部の慈恵医大第三病院の南側など住宅と店舗などが混在している地区を「近隣型地域交流拠点」に位置づけます。

住宅と店舗などの共存を図る観点から、適切な規制・誘導により、生活を支えるにぎわいのある地区の形成を目指します。



*1: 整備済み路線及び早期整備区間 — 詳細は「4-2 道路・交通網整備の方針」を参照
 *2: 整備構想区間 —

図 土地利用類型と配置の方針

4 - 2 道路・交通網整備の方針

(1) 道路・交通網整備の基本的な考え方

狛江市の道路・交通網整備にあたっては、「歩きやすいまちづくり」を実現する観点から、次に示す3点を基本的な考え方とします。

水と緑の生活道路網の形成

狛江市内では、多くの地区で、かつて農道や水路だった屈曲した道路が生活道路となっていますが、これらについて沿道の敷地の緑化と連携させたり、緑地公園の延伸や利用されていない水路の跡地などを利用した新規整備を推進したりすることで、有機的な「毛細血管網」と呼べるような水と緑の生活道路網の形成を行います。

屈曲した幅員の狭い道路であっても、沿道の緑化状況などによっては魅力ある潤いのある環境となっている面もあるので、画一的な拡幅整備を目指すのではなく、地区の特性を踏まえた適切な整備を推進します。

防災面からは、4m未満の道路が多い、いわゆる「狭あい道路地区」に重点を置いて、その拡幅などによる整備を推進します。

人と環境にやさしい「歩きやすいみちづくり」の推進

高齢化が進行する中、人にやさしいまちづくりを目指して、また、過度に自動車に依存しない環境負荷の小さな都市の形成を目指して、「歩きやすいみちづくり」を推進します。

特に公共公益施設に至る路線について、誰もが安全・快適に歩けるものとする、公共交通網の維持・充実を図ることなどによって、気軽に徒歩で外出でき、また外出しなくなるような取組みを進めます。こうした施策により、市民の健康の増進や環境負荷の低減などに繋がります。

自転車利用の環境整備の推進

比較的平坦なまちである狛江市では、自動車の利用よりも環境にやさしい自転車の利用を促進するため、安全・快適な自転車の走行空間の整備や、自転車駐輪対策を推進します。

自転車が歩行者・自動車と共存できるように、走行空間の整備と並行して、通行モラルの向上のための取組みなどソフト面の施策も合わせて進めます。

(2) 道路・交通網整備施策の方向

歩行空間の充実

駅から徒歩圏内に収まる平坦な都市である狛江市では、「歩きやすいまちづくり」に重点を置きます。

主要生活道路や生活道路の整備にあたって、安全・快適に歩けるみちづくりを推進する一方で、都市計画道路の整備にあたって、十分な幅員で安全・快適に歩ける歩道を整備することに留意します。また、ポケットパークや休憩用ベンチの整備(「お休み処」などの名称で整備を行うことが考えられます。)などを推進し、快適な空間の形成を図ります。

「狛江のまち 魅力百選」で選定されている地域資源などを活用して、個性ある「ミニ・シンボルロード」の整備も検討・推進します。

自転車利用環境の改善

幹線道路、主要生活道路において、自転車走行空間の整備を検討し、歩行者や自転車との共存に留意します。また、野川サイクリングロードの適切な維持・管理により、快適な自転車走行空間を確保します。

駐輪場の適正な維持・管理や充実を図る一方で、各鉄道駅周辺における放置自転車対策を継続します。また、公共施設の駐輪場の整備を図るとともに、不特定多数の人たちが利用する施設においても適切な整備を要請していきます。

自転車が交通事故の加害者となることが増加していることから、自転車の走行に関する空間の分離や、自転車走行に関わる交通規制の警察への要請、マナー遵守の呼びかけ、交通安全教育など、ソフト面での取組みと連携して進めます。

交通機関の利用に関わる利便性などの向上

狛江駅などについては、歩行者や自転車とバス・鉄道との連絡の利便性を維持することで、「交通結節点」としての機能の向上を図ります。

狛江駅北口地下駐車場の適切な維持・管理を継続し、「パークアンドライド」環境を維持します。

コミュニティバスであるこまバスの開通と、路線バスのルートが拡充された結果、狛江市内の公共交通不便地域は大幅に減少し、公共交通ネットワークの充実が見られます。しかし、更なる公共交通の利便性の向上が求められており、環境への配慮、福祉の充実、商業の活性化など、さまざまな観点から公共交通のニーズを捉え、沿線の地域や事業者などとの連携により、公共交通の一層の改善と活性化を図ります。

体系的な道路網整備

道路は、自動車や歩行者の交通処理、ライフラインの収容、街路植栽などによる美しく快適な都市空間の形成、延焼遮断や緊急時の避難・救援ルートなどさまざまな機能を持っています。

また、広域的な自動車交通を中心とした幹線道路から身近な生活道路まで、各々道路の役割や機能、地域の特性などに応じた整備が必要となります。

こうした観点から、次の段階構成により、体系的な道路整備を推進していきます。

表 道路の種別と段階構成

交通機能	道路の種別	該当する道路
主として 都市間の広域交通 隣接区市との交通 市内の地域間交通	都市間 幹線道路	都市間の広域的な自動車交通処理の連絡機能を持つ道路
	主要幹線道路	狛江市内と隣接区市とを連絡するとともに、「生活のネットワーク」の中軸となる道路
	補助幹線道路	狛江市内の地域間を連絡するために、主要幹線道路を補完する道路
地域内の交通	主要生活道路	住宅地内の自動車交通と歩行者交通の中心動線となる道路
	生活道路	各敷地が接する地先道路

なお、狛江市の北東端部を通る外郭環状道路については、平成19年4月に東京都が道路構造を高架式から地下式へ都市計画変更を行っています。

道路種別の整備の方針

1) 都市間幹線道路

狛江市を通過する交通を処理し、都市間を結ぶ広域的な幹線道路として調3・4・3（世田谷通り）を位置づけます。

路線名称	現状	整備の方針
調布3・4・3号喜多見登戸線（世田谷通り）	整備済み	狛江市内の全区間が開通しているため、その機能を確実に果たすように適切に維持・管理を図る。（東京都への要望）

2) 主要幹線道路及び補助幹線道路

狛江市内と隣接区市とを連絡する幹線道路として調3・4・18（狛江通り）などを「主要幹線道路」、また、主要幹線道路を補完する道路を「補助幹線道路」に位置づけます。幹線道路の連続性を確保するために、既に整備済みの路線の延伸に注力するとともに、未着手の路線の事業化を推進します。

狛江市全体が結びつくような幹線道路網を構成し、特に市南東部の交通利便性の向上と活性化を図る観点から、調3・4・16の整備済み区間（公園通り・一中通り）から調3・4・2（水道道路）との交差点までの優先的な整備を推進するとともに、調3・4・2（水道道路）の拡幅整備を東京都に要請します。

歩きやすいまちづくりの実現に向けて、歩道のバリアフリー化やバスの停留所などの環境整備を推進します。また、新たに整備を行う際は、自転車走行空間の整備を検討します。既存の路線についても歩行者の交通安全に配慮した自転車走行空間の整備を推進します。街並み景観を形成する観点、防災面から延焼遮断の機能を強化する観点などにも留意します。

路線名称	現状	整備の方針
調布 3・4・2 号水道道路線 (水道道路)	未整備 (現道あり)	現道があるが、拡幅整備については未着手であり、早期の事業化を図る。(東京都への要望)
調布 3・4・4 号狛江国立線 (本町通り)	一中通りまで は狛江駅北側 の区間を除い て整備済み	「調 3・4・16」から「調 3・4・7」までの接続については、長期的視点に立って今後の方向性を検討する。
調布 3・4・7 号喜多見国領 線	未整備 (現道なし)	北部の東西方向の広域交通動線としての機能を担う路線となるが、長期的視点に立って今後の方向性を検討する。
調布 3・4・ 16 号和泉多 摩川藤塚線 (公園通り・ 一中通り)	覚東通り付近 まで整備済み	南部の道路ネットワーク構造を実現する観点から、「調 3・4・2」以北の早期の事業化を図る。「調 3・4・2」から和泉多摩川駅付近までの接続は長期的視点に立って検討する。
調布 3・4・ 17 号狛江仙 川線(松原通 り)	狛江通りまで は整備済み	「調 3・4・4」以南の区間の早期完成を図り、「調 3・4・3」と接続することで、有機的な幹線道路のネットワーク形成を図る。(東京都施行)
調布 3・4・ 18 号国領狛 江銀座線(狛 江通り)	上和泉通り以 西を整備中 以東は世田谷 通りまでは整 備済み	狛江市内を東西に通る主動線であり、整備中である「上和泉通り」との交差点以西の区間の完了を図る。「調 3・4・3」以南の延伸については長期的視点に立って今後の方向性を検討する。(東京都施行)
調布 3・4・ 19 号狛江駅 前南口線	南口通りは整 備済み	狛江駅の南口から南部に向かう路線であるが、「調 3・4・3」以南の延伸については、今後の方向性を長期的視点に立って検討する。
調布 3・4・ 23 号稻荷前 線(慈恵医大 東通り)	多摩川住宅中 央通り北部ま で整備済み	狛江市西部を南北に通る骨格的路線であり、「調 3・4・18」から「調 3・4・16」の区間については、早期の整備完了を目指す。「調 3・4・18」以南の未整備区間については長期的な視点に立って今後の方向性を検討する。
その他	未整備 (現道なし)	「調布 3・4・5 号狛江下布田線」の「調 3・4・23 (根川さくら通り)」以東の区間、「調布 3・4・8 号柴崎駅小足立線」は、長期的視点に立って今後の方向性を検討する。

調 3・4・16 (岩戸北二丁目から調 3・4・2 : 市施行) 調 3・4・23 (和泉本町 4 丁目 : 市施行) 調 3・4・2 (調 3・4・3 から調 3・4・16 : 都施行) に

については、東京都の「多摩地域における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」で優先整備路線に位置づけられています。

なお、各路線における区間の整備については、早期整備区間（優先的に整備を行う区間）、整備構想区間（早期整備区間などの状況を踏まえ、長期的な視点に立って今後の可能性を検討する区間）に区別して段階的に整備を進めます。

3) 主要生活道路

上和泉通り、一小通り、一の橋通りといった、地域の主要道路については、「主要生活道路」に位置づけ、通過交通の排除、自動車の走行速度の低減による交通の安全性の向上を図ります。

特に、狭あい道路地区においては、中核となる道路の拡幅整備を優先します。また、自転車の利用の多い路線では、自転車の走行位置の明示などにより、歩行者と自転車の双方の安全性を高めます。公共公益施設へアクセスする路線では、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化などを図ります。

路線によっては、快適な散策路としての機能を高める観点から、沿道の植栽やブロック塀の生垣化、電柱の宅地内への移設などを推進し、沿道と一体となった快適な空間の形成を図ります。

4) 生活道路

歩行者や自転車利用が優先され、自動車のスピードを抑制できるような道路整備を図ります。

十分な歩行空間の確保や防災性の向上などを目的として、建築基準法で定められた幅員4mを確保することを基本とし、建物の建替えの際に道路の中心線から2m以上確保すること、角地については隅切りを設置することを指導・啓発していきます。

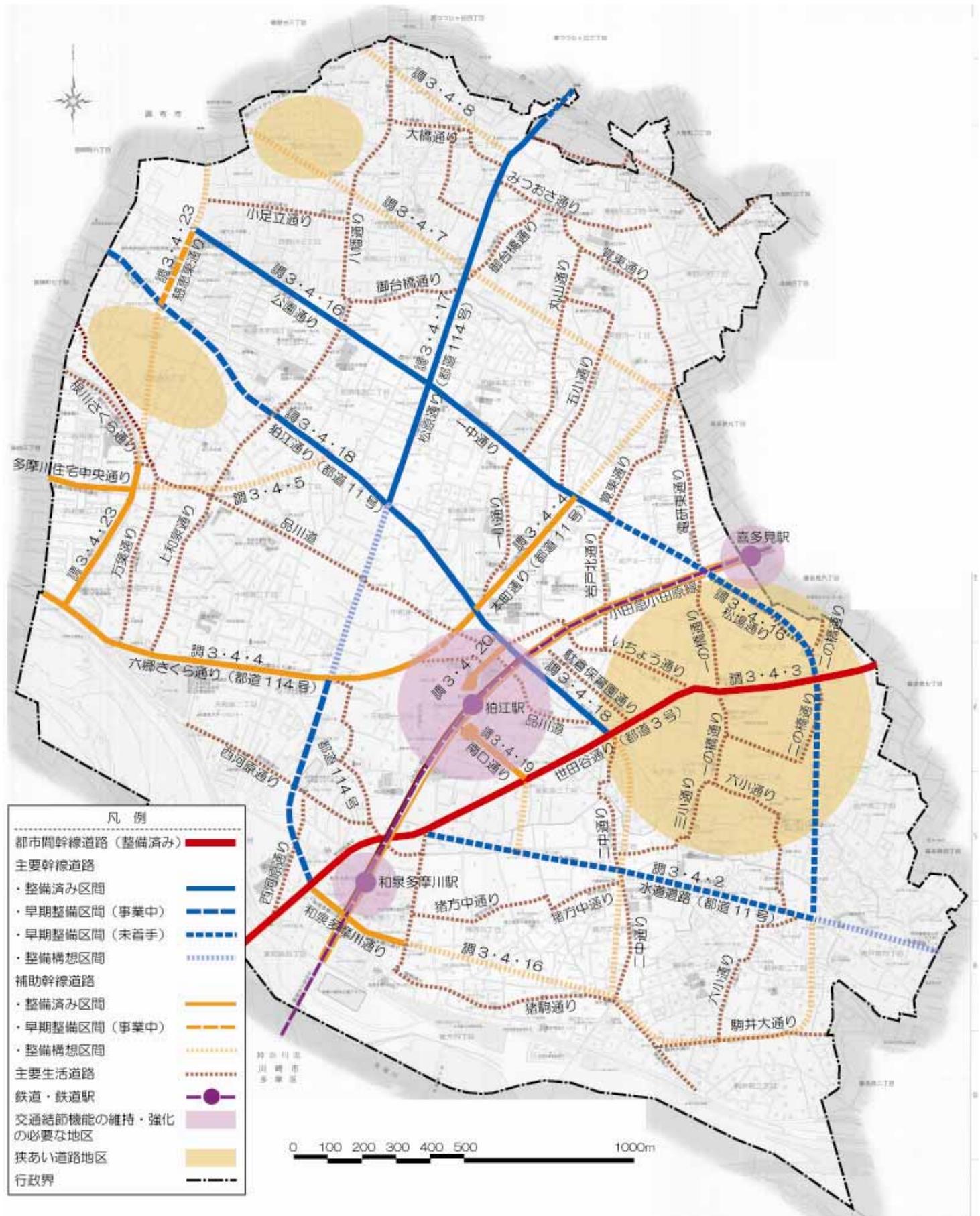


図 道路・交通網整備の方針

4 - 3 環境まちづくりの方針

(1) 環境まちづくりの基本的な考え方

狛江市の自然環境を守り・育てるとともに、環境への負荷の少ないまちづくりを進めるにあたって、次に示す6点を基本的な考え方とします。

緑の保全と創出

農地の宅地化などが進行しており、今後、緑地が減少していく可能性が高くなっています。公共緑地に限らず、民有地の緑地などの維持、新たな緑の創出などにより、緑豊かなまちの維持と形成を図ります。

多様な公園・緑地の整備

狛江市全体の公園・緑地の配置や地域の特性を踏まえて、適正な配置を図るとともに、個性的で多様な公園・緑地の整備を行っていきます。

地域の資源として、市民により維持・管理されている公園がありますが、その支援とさらなる拡大を図ります。

水辺空間と周辺緑地空間の充実

地域資源である多摩川とその河川敷をはじめ、野川やせせらぎ、湧水、神社仏閣の池など各種の水辺空間を適切に維持・管理するほか、都市計画で定めている和泉多摩川緑地の公園化により、まとまった水と緑の空間を創出することを目指します。

線的な緑地公園のネットワーク化

旧河川の跡地に整備されている野川緑地公園・岩戸川緑地公園について、適切に維持・管理するとともに、標識の充実や沿道敷地の緑化との連携による「緑のネットワーク」としての機能の強化を図ります。

区間の延伸を構想するほか、途中を連絡する都市計画道路の歩道植栽などにより連続性を高め、ネットワーク化を目指します。

農地の保全と活用

狛江市内の各所に見られる農地は、都市近郊への野菜の供給地であるとともに、環境保全や防災の機能を担っています。

近年、生産緑地などの農地は減少傾向にありますが、保全を図るとともに、市民農園などとしての活用、周辺住宅地との共存などを推進していきます。



総合的な環境共生まちづくりの推進

公園や緑地の空間保全と創出の視点に加えて、環境負荷の少ないまちづくりを進めます。

土地利用や道路・交通施策などと連携したCO₂削減などの環境負荷の低減、再生可能エネルギーの利用、地下水の涵養や雨水の再利用などによる循環型都市の構築など、総合的な環境共生のまちづくりを推進します。

(2) 環境まちづくり施策の方向

環境まちづくりに関わる「拠点」の形成

「水」・「緑」・「農」の各拠点を形成し、水と緑にあふれた、潤いのあるまちづくりを進めます。

1) 水の拠点

特別緑地保全地区に指定されている弁財天池やひょうたん池の周辺、岩戸川せせらぎ西野川せせらぎなど、狛江市の貴重な親水空間となっている区域を「水の拠点」に位置づけ、その環境の保全と周辺整備などを図ります。

また、多摩川の「狛江水辺の楽校」のような環境学習の場としての活用により、「水の拠点」を形成していきます。

2) 緑の拠点

市民が集い安らげる場所として、まとまった緑地を「緑の拠点」に位置づけ、大切に保全し、次世代に継承することを目指します。

和泉多摩川緑地は、多摩川の豊かな自然環境との調和に配慮し、多摩川の広域的な「水と緑のネットワーク」と連携したシンボルとなる緑地として、また、災害時の広域避難場所や帰宅困難者の受入れ拠点としての公園整備を目指し、東京都と調整していきます。

3) 農の拠点

狛江市内の各所に農地が分布していますが、特にまとまって残されている地区を「農の拠点」に位置づけます。

営農の継続を支援し、減少傾向に歯止めをかけることを目指します。

地元農作物のブランド化、市民農園としての活用など都市農業の振興策の取組みと連携して、都市農業の保全と振興を図ります。

農地は、延焼遮断の機能を持つほか、非常時には暫定的な避難場所となり得るなど、防災機能も持っているため、その観点からの保全と活用にも留意します。

環境まちづくりに関わる「水と緑のネットワーク」の形成

「水」・「緑」・「農」の拠点、市内の緑が、水と緑のネットワークにより有機的に繋がる環境まちづくりを進めます。

1) 水のネットワーク

多摩川や野川を「水のネットワーク」に位置づけ、流域全体との連携を意識しながら、貴重な水循環と生態系を形作っている空間として保全を図るとともに、水質の保全と河川景観の保全を図ります。

また、自然環境の保全や水防能力の維持・向上に留意しつつ、親水性の高い市民の憩いの場として、保全・整備を図ります。

せせらぎなど水辺空間の維持・整備、湧水の利用（回復）などによりネットワークを充実させていきます。

2) 緑のネットワーク

野川緑地公園や岩戸川緑地公園、多摩川や野川沿いの道路、小田急線に沿ったふれあい側道、六郷さくら通り及び根川さくら通りを「緑のネットワーク」に位置づけます。

緑地公園の区間の延伸や、都市計画道路の植栽などにより、歩行者を中心とした生活道路の整備とあわせ、有機的な緑のネットワークの形成を推進します。

また、農地や樹木などの緑が連続している現状の保全・充実を図るとともに、狛江駅の南東部付近などの水路を緑道化することなどを長期的な視点に立って検討していきます。

街路空間や新規路線整備にあたって生じる残地の緑化、沿道の緑化により、連続した緑の空間の創出を図ります。近年の猛暑対策の視点を含めて、街路において日陰をつくる高木の植栽も検討・推進していきます。

環境まちづくりの促進

公共空間や民有地の緑化、樹林・樹木の保全により、環境まちづくりを進めます。

1) 公共空間の緑化の推進

市庁舎や学校などの公共施設において、緑の維持を図るとともに、植樹や花の植栽などの緑化における先導的役割を果たすことを目指します。また、屋上緑化や壁面緑化、学校については、校庭の芝生化についても検討・推進します。

2) 民有地の緑地保全と農地の活用

屋敷林、社寺林、古墳の樹林などの民有地の緑地の保全を図ります。適切な維持・管理を支援することなどにより、緑地の持続的な保全を担保するように留意します。

保存樹林、保存樹木の指定状況を点検するとともに、特に、野鳥や昆虫の生息環境となっていたり、景観形成に寄与している貴重な樹林や樹木については、新規の指定を検討します。また、指定解除を求める傾向に対しては、保全のための施策（トラスト等）を検討していきます。

農地も重要な緑の構成要素として保全を図るとともに、営農者の協力を得て、市民農園としての活用も継続・推進していきます。

3) 民有地の緑化の推進

地区の特性にあわせた緑化を推進します。

住宅地の庭の緑化、事業所などの屋上緑化、壁面緑化などを推進します。特にブロック塀の生垣化などにより、道路と沿道の敷地が一体となった街並みの形成とともに防災性の向上を図ります。また、緑化地域の指定についても検討します。

一戸建て住宅が多い狛江市の特性を踏まえて、ガーデニング表彰などのイベントを検討するなど、質の高い「緑の庭づくり」の気運の醸成を図ります。苗木の配付などのソフト施策との連携も検討していきます。

開発や建物の建替えなどの機会にあわせて、緑の創出を図ります。開発などの事業が実施される際には、狛江市まちづくり条例や狛江市緑の保全に関する条例に基づいて、緑化の推進を図ります。また、住宅団地やマンション・事業所・工場などの大規模な敷地への公園緑地の確保に関わる指導を継続します。

公園・緑地の維持・管理と整備

既存の公園について、遊具などの老朽化対策や安全対策、落ち葉の処理など、適切で効率的な維持・管理を継続します。前原公園など、市民による維持・管理が行われている公園があるため、その支援を継続するとともに、アドプト制度の活用などにより協働の取組みの対象とする公園・緑地の拡大などの可能性も検討していきます。また、公園は防災的機能も果たすため、公園の整備にあたっては、既存の公園とのバランスや地域のニーズなどを総合的に配慮します。

「緑の拠点」に位置づける和泉多摩川緑地の整備については、東京都と調整していきます。また、身近な利用に資する街区公園として計画が決定している施設の早期整備を図るとともに、より広域的な利用に資する近隣公園についても、長期的視点から整備の可能性を検討していきます。

都市計画公園及び緑地の現状と整備方針の類型

供用を開始している都市計画公園・緑地

種別	名称
近隣公園	調布第 3・3・1 号前原（前原公園）
街区公園	調布第 2・2・6 号中村（中村児童公園）
	調布第 2・2・7 号藤塚第一（藤塚第一児童公園）
	調布第 2・2・8 号藤塚第二（藤塚第二児童公園）
	調布第 2・2・11 号丸山（丸山児童公園）
	調布第 2・2・21 号供養塚（供養塚児童公園）
	調布第 2・2・22 号多摩川住宅第一
	調布第 2・2・23 号多摩川住宅第二
	調布第 2・2・24 号多摩川住宅第三
	調布第 2・2・25 号多摩川住宅第四
	調布第 2・2・26 号多摩川住宅第五
調布第 2・2・27 号多摩川住宅第六	
調布第 2・2・34 号和泉多摩川（和泉多摩川児童公園）	
緑地	調布第 3 号旧野川緑地（野川緑地公園）
	調布第 4 号岩戸川緑地（岩戸川緑地公園）

早期に拡張又は新規整備を図る都市計画公園（優先整備公園）・緑地

種別	名称	現状	整備の方針
街区公園	調布第 2・2・17 号寺前第一	未整備	緑のネットワークを補完する都市計画公園として早期に事業着手を図る。
	調布第 2・2・20 号第三耕地（水道橋児童公園）	一部 供用開始	緑のネットワークを補完する都市計画公園として早期の事業完了を図る。
緑地	調布第 2 号和泉多摩川緑地	一部 供用開始	帰宅困難者対策施設等、防災機能を併せ持った公園としての整備を目指す。

寺前第一、第三耕地については、東京都の「都市計画公園・緑地の整備方針」で優先整備区域に位置づけられています。

一部供用を開始しているが、長期的視点に立って整備の可能性を検討していく都市計画公園（整備構想公園）・緑地

種別	名称
街区公園	調布第 2・2・5 号三長（みつおさ児童公園）
	調布第 2・2・9 号藤塚第三（藤塚第三児童公園）
緑地	調布第 5 号多摩川緑地

未整備であり、長期的視点に立って整備の可能性を検討していく都市計画公園（整備構想公園）

種別	名称
街区公園	調布第 2・2・10 号松原西
	調布第 2・2・12 号宿屋敷
	調布第 2・2・13 号岩戸
	調布第 2・2・14 号松原
	調布第 2・2・15 号松原東
	調布第 2・2・16 号田中
	調布第 2・2・18 号寺前第二
	調布第 2・2・19 号玉泉寺前

都市計画公園・緑地等総括表

種別	箇所数	都市計画決定面積	供用面積	未供用面積
近隣公園	1 箇所	1.00ha	1.00ha	0ha
街区公園	24 箇所	3.32ha	2.41ha	0.91ha
緑地	4 箇所	86.10ha	6.75ha	79.35ha
公園・緑地合計	29 箇所	90.42ha	10.16ha	80.26ha
狛江弁財天池特別緑地保全地区		2.10ha		

（平成 23 年現在）

環境共生のまちづくり

自動車利用から公共交通利用への移行促進や、徒歩や自転車による移動を総合的に推進することで、環境負荷の少ない環境にやさしいまちの形成を図ります。

公園・緑地や農地などの緑の空間の絶対量の確保と、「水と緑のネットワーク」の形成を図ることで、CO₂の吸収、気温変動の緩和、生物の生息空間の確保など、環境との共生を図ります。

都市計画道路をはじめとする道路空間や公共施設における雨水浸透施設や雨水貯留施設の整備を推進するとともに、民間への助成制度を継続的に実施することなどで、地下水を含めた良好な水循環の実現を図ります。

省エネルギーや節電の観点からは、街路灯のLED化や太陽光発電の普及促進により、再生可能エネルギーの利用率の高いまちへの転換を、環境施策との連携により進めます。

まちづくりの方針	第4章
土地利用	4.1
道路・交通	4.2
環境	4.3
安心・安全	4.4
福祉	4.5
文化	4.6

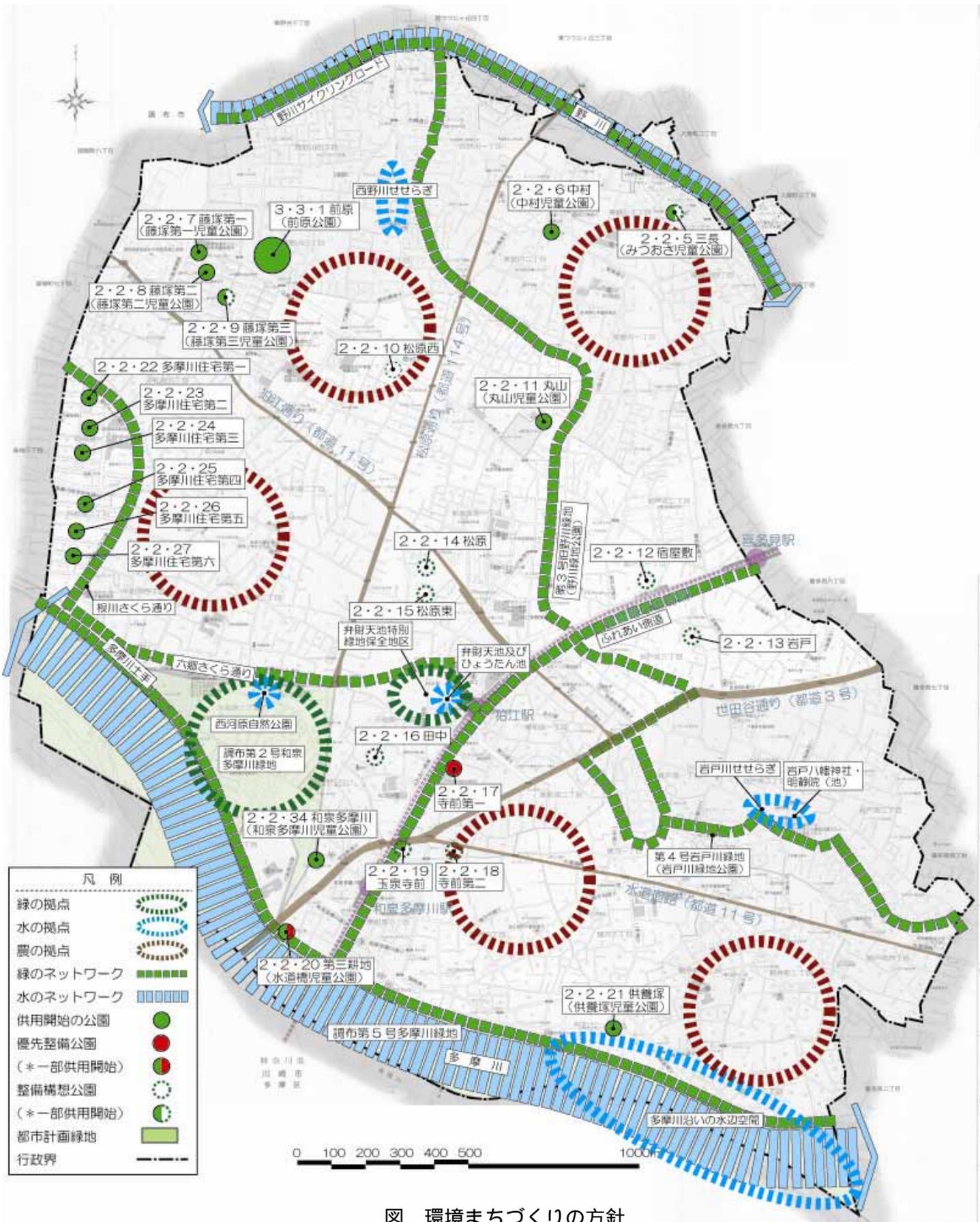


図 環境まちづくりの方針

4 - 4 安心・安全まちづくりの方針

(1) 安心・安全まちづくりの基本的な考え方

市民が安心して安全に暮らせるようにするため、次に示す 4 点を基本的な考え方とします。

包括的・総合的な安心・安全まちづくり

大地震や水害をはじめとする自然災害や火災・交通事故、有害物質や細菌・ウイルスなどによる健康リスク、犯罪など、安心・安全まちづくりの対象は広範に及び、また個々の対策は相互に密接な関係を持つことが多いことから、安心・安全まちづくり施策は包括的・総合的に進める必要があります。

狛江市においては、過去の経験を踏まえ、水害及び震災・大火への対策を重視しつつ、避難・誘導施策の拡充や、災害時のみならず平時においても良好な住環境を形成する観点を含め、包括的・総合的な視点に立って施策を進めます。

大地震対策の推進

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、改めて地震対策の重要性を示しました。狛江市には大きな被害はなかったものの、今後の首都直下地震や、東海・東南海・南海地震などの発生が危惧される中、特に震災対策に注力していく必要があります。

まちづくりの分野においては、住宅をはじめとする建築物の耐震・耐火性能の向上を図るとともに、狭あい道路地区や木造住宅が密集する地区の住環境改善や、オープンスペースの拡充、避難方法の見直しなどを進めます。

犯罪を防止する都市空間づくり

犯罪は、本来、社会的・経済的・心理的な要因によって引き起こされるものですが、空き巣や痴漢などの犯罪は、地域の空間的な作りによって、ある程度、抑止することが可能です。犯罪の起きやすい危険な空間ができないよう、まちづくりとしても十分に配慮します。

交通事故を防止する都市空間づくり

近年、交通事故による死傷者は減少傾向にあるものの、依然として深刻な社会問題となっています。高齢化の進行に伴い、高齢者が被害者・加害者の両方で事故当事者となる事故の増加が懸念されます。

狛江市内の交通事故を減少させ、あるいは未然に防ぐため、まちづくりの分野では、危険な交差点の解消や自動車の速度を抑制する道路空間の形状の改善、歩行環境・自転車走行環境の向上などを進めます。

(2) 安心・安全まちづくり施策の方向

総合的な防災対策の推進

東日本大震災の教訓も踏まえて、首都直下地震や東海・東南海・南海地震など想定される大規模地震に対して万全の備えを行うことに注力します。

防災体制の充実、教育・啓発、避難訓練などのソフト面の施策を強化するとともに、まちづくりの分野でも、避難空間や延焼遮断帯の適正な配置など防災性の高い都市構造の構築、道路や下水道などの都市基盤施設の耐震性の強化、建築物の安全性の向上、多摩川のはん濫や集中豪雨によるスポット的な水害への対応など多角的な視点からの防災対策に、市民や狛江市内の事業者、関係団体と連携して取り組みます。

最新の科学的知見を踏まえた各種ハザードマップの周知、災害発生時のリスクと避難方法などに関する迅速で確実な情報伝達の方法の確立などを行います。また、震災後の迅速で的確な復旧・復興のため、段階的な復興の手順や都市計画的な手法などの検討を進めます。

市民主体の地区まちづくりや、地域コミュニティ単位での防災体制の強化など地域の力を活かした共助の防災まちづくりを推進し、災害時要援護者に配慮した防災コミュニティの形成を図ります。

災害に強い都市空間の形成

大規模な火災が発生した場合に、広幅員の道路や公園・広場・緑道・農地などのオープンスペースは、延焼防止などの役割を果たします。

都市計画道路などの幹線道路は延焼遮断帯としても、避難・救援のルートとしても機能を果たすよう整備を推進するとともに、沿道建築物の耐震化・不燃化の促進を図ります。

避難空間の機能向上

大規模な震災が発生した時に避難する広域避難場所である多摩川左岸一帯、西河原公園、防衛省共済組合狛江スポーツセンター、都立狛江高等学校について、その機能確保を図ります。和泉多摩川緑地については、帰宅困難者対策などの防災機能を備えた公園としての整備を目指し、東京都と調整していきます。

災害が発生した際に避難する一時避難場所や自宅が被害を受けて居住することができなくなった場合に利用する避難所となる小中学校などについても、敷地内の建築物の耐震・耐火機能の維持・向上を図ります。また、これらの施設に至るアクセス道路の改良などに取り組む一方で、周辺地域の防災性の向上を図ります。

避難所については、各施設の状況や公共施設の再編などを踏まえて、適宜、その指定の変更や追加などを検討し、高齢者や障がい者などの災害時要援護者にも配慮した水準を目指していきます。また、備蓄倉庫の確保・充実などにも留意します。

震災時の避難場所等一覧（平成 23 年現在）

名 称	種 別			
	広域避難場所 （屋外）	一時避難場所 （屋外）	避難所 （建物内・体育館）	福祉避難所
多摩川左岸一帯				
西河原公園				
防衛省共済組合狛江 スポーツセンター				
狛江第一小学校				
狛江第三小学校				
狛江第五小学校				
狛江第六小学校				
和泉小学校				
緑野小学校				
狛江第一中学校				
狛江第二中学校				
狛江第三中学校				
狛江第四中学校				
市民グラウンド				
西和泉グラウンド				
前原公園				
都営狛江アパート （公園）				
多摩川住宅（公園）				
西和泉体育館				
上和泉地域センター				
都立狛江高等学校				
あいとぴあセンター				

住宅地の防災性の向上

狛江市の北西部や東部に存在する木造住宅密集地域などを中心に、木造住宅が密集し、生活道路の整備が遅れている地区が存在しますが、震災や火災発生時の危険性が高いため、不燃化・耐震化の促進、生活道路整備などにより面的な防災性の向上を図ります。

また、重点整備地区を指定し、重点整備地区内については、幅員 4 m 未満の狭あい道路沿いの建物の建替えに伴い、建物の外壁を道路の中心線から 2 m 以上後退させた場合、後退した空間について直ちに塀を撤去したり側溝を整備するなど、道路空間として整備することにより、着実に狭あい道路の解消を図るといった施策を検討します。

近隣レベルでの延焼遮断（遅延）や避難ルートの中核を担う主要生活道路の整備を推進します。

建築物の耐震性・耐火性の向上

一時避難場所や避難所に指定されている施設をはじめ、非常時の防災拠点ともなる市庁舎などの公共公益施設について、安全性の維持・向上を図ります。

住宅や民間の施設についても、耐震診断や耐震改修を促進することにより、耐震性能の向上を図ります。また、都営狛江アパートや多摩川住宅などの大規模団地や大規模マ

ンションの適切な維持・管理と、建替えや大規模修繕時の防災性の向上を関係者に要請していきます。

東京都が**特定緊急輸送道路**に指定している世田谷通り・狛江通り（世田谷通りから市役所までの区間）は、救援や避難のための主要な動線となるため、特に沿道建築物の耐震化の促進に重点を置きます。

水害対策の推進

多摩川・野川について、治水上の安全性を向上させるため、関係者ととも適切な管理を継続します。

また、東京都豪雨対策基本方針及び野川流域豪雨対策計画に基づき、下水道の整備や浸透能力の高い農地や緑地の保全を図るとともに、**雨水浸透施設**や**雨水貯留施設**の設置を推進します。さらに、非常時の避難誘導體制の強化、洪水ハザードマップの周知、避難訓練の実施などのソフト施策とともに、非常時の避難ルートや避難場所の充実などのハード面での整備を図ります。

集中豪雨時の避難所一覧（平成 23 年現在）

名 称	
狛江第一小学校	狛江第二中学校
狛江第三小学校	狛江第三中学校
狛江第五小学校	狛江第四中学校
狛江第六小学校	西和泉体育館
和泉小学校	上和泉地域センター
緑野小学校	都立狛江高等学校
狛江第一中学校	あいとぴあセンター（要援護者対策）

* その他、補完利用施設として、地域センターや保育園等が、必要に応じて開設される。

多摩川はん濫時の避難所一覧（平成 23 年現在）

名 称	
狛江第一小学校	狛江第一中学校
狛江第五小学校	狛江第四中学校
緑野小学校	上和泉地域センター（要援護者対策）

* その他、補完利用施設として、地域センターや保育園等が、必要に応じて開設される。

犯罪を防止する都市空間づくり

防犯が市民の関心事となっている現状を踏まえて、警察による取締りや青少年の非行防止など、さまざまな施策と連携し、犯罪を未然に防止する都市空間づくりを進めていきます。

防犯コミュニティ形成の観点から、地域の人たちの目が行き届くような開かれた住宅地づくり、路上での立ち話や休憩ができるような快適で安全な道づくり、道路や公園などにおける死角や暗所の解消、居住環境に配慮した街路灯の増設や照度の向上などの施策を推進していきます。また、安心・安全パトロールなど防犯活動への市民参加の更なる促進により、地域での防犯体制の強化を図ります。

交通事故を防止する都市空間づくり

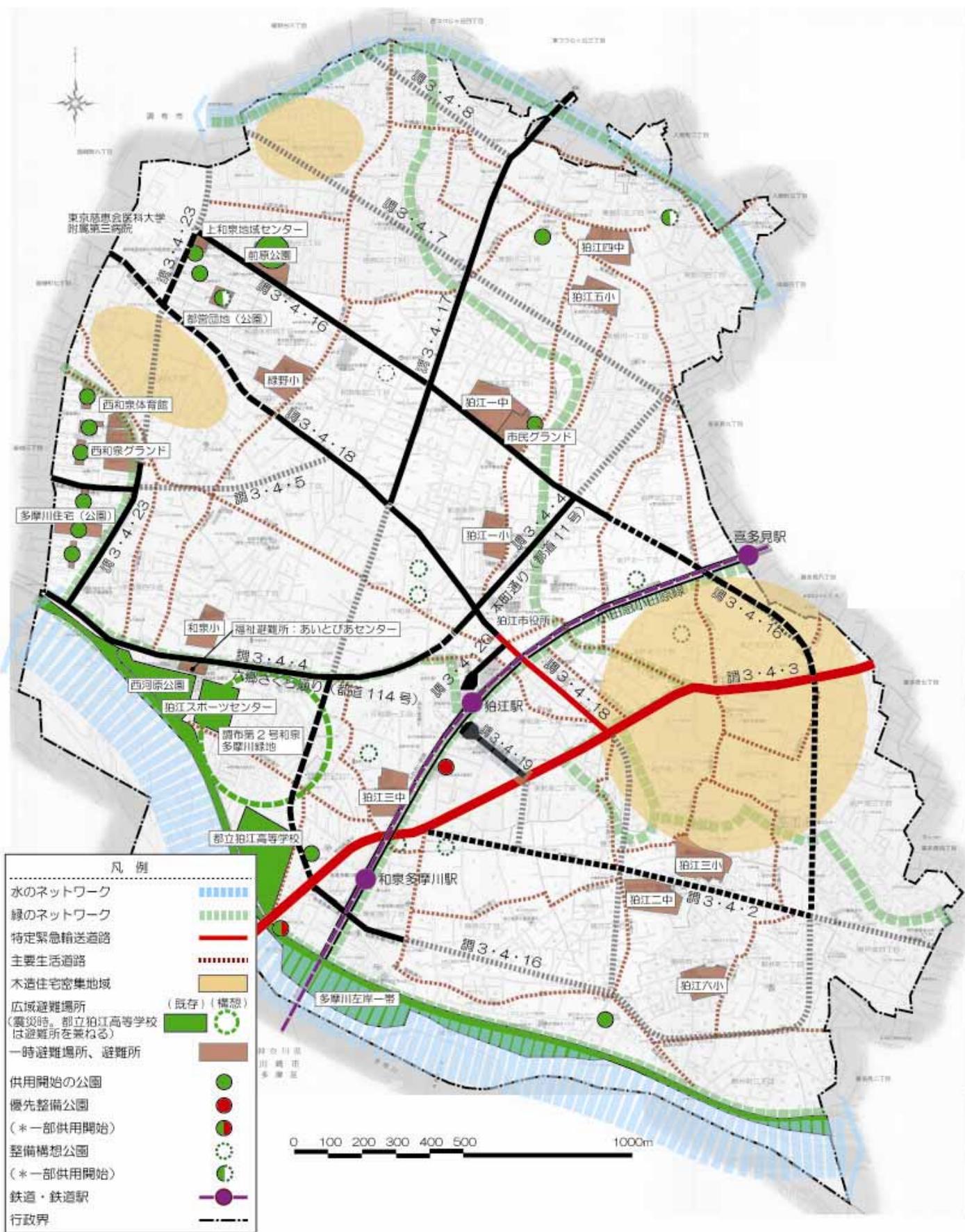
交通事故が起きないように危険箇所の把握に努め、安全な都市空間づくりを進めます。危険な道路区間の線形や交差点の改良、ミラーの設置、適切な交通規制などを警察と連携して検討・実施していきます。

生活道路では、通り抜けの交通が発生しているなど、交通安全上の問題が大きい地区について、地域住民、道路管理者、警察が一体となって、地区全体を対象とした面的な交通安全対策を推進します。具体的には、自動車・自転車が歩行者と共存するような地区づくりや道路構造上の工夫(ハンプと呼ばれる自動車の速度を落とすための凹凸など)、警察と連携した交通規制などを検討・推進します。また、「あんしん歩行エリア」や新たな生活道路の面的な交通安全対策(「ゾーン30」など)を図る地区の指定の可能性についても検討します。

広幅員の都市計画道路においては、自転車走行空間の整備を検討します。また、特に都市計画道路の拡幅や新規整備にあたっては、自動車・自転車・歩行者の分離を検討し、交通安全に資する構造に配慮します。主要生活道路では、自動車と自転車の走行位置の明示などにより歩行者の安全を守ります。ただし、整備の方法は道路幅員や沿道環境に配慮し、地区住民と検討します。

また、自転車の利用マナー向上のための施策を並行して実施していきます。

まちづくりの方針	第4章
土地利用	4.1
道路・交通	4.2
環境	4.3
安心・安全	4.4
福祉	4.5
文化	4.6



- 凡例
- 水のネットワーク
 - 緑のネットワーク
 - 特定緊急輸送道路
 - 主要生活道路
 - 木造住宅密集地域
 - 広域避難場所 (既存) (構想)
 - 一時避難場所、避難所
 - 供用開始の公園
 - 優先整備公園 (*一部供用開始)
 - 整備構想公園 (*一部供用開始)
 - 鉄道・鉄道駅
 - 行政界

* 都市計画道路の表示(実線・破線・点線の区別)についてはP39を参照

図 安心・安全まちづくりの方針

4 - 5 福祉のまちづくりの方針

(1) 福祉のまちづくりの基本的な考え方

少子高齢化が一層進んでいく中、高齢者や障がい者、子育て世帯などの特に支援を必要とする人だけではなく、誰もが自らの能力を活かして、自立的に、安心して暮らし続けることができ、また、積極的に社会参加できる地域社会・地域空間の形成が今後求められます。

市民一人ひとりがそれぞれ対等な社会の構成員として、住み慣れた地域で必要最小限の介護の下で自立的に、かつ快活に暮らし続けることのできる地域社会の実現にあたって、次に示す3点を基本的な考え方とします。

福祉施策と連携した総合的住宅施策の推進

超高齢化社会の到来を踏まえると、高齢者向けの住宅（高齢者向け施設を含む）の供給については、従来の住宅行政と福祉行政の壁を越えた総合的な対応が必要です。高齢者向け住宅の供給誘導、2世代隣居や近居の需要に対応した住宅の供給誘導や、老朽化が進むマンションの建替えやリフォーム促進、高齢者だけでは住みこなしにくくなった戸建て住宅の住み替えあっ旋など、新しい住宅ニーズに対応した住宅施策を福祉施策と連携しながら展開することが大きな課題となっています。

公営住宅についても、同様の観点から、その維持・管理と建替えなどを必要に応じて管理者に対し要請していきます。民間住宅については、住宅のバリアフリー化などの支援策を推進します。

誰にとっても使いやすい都市空間の整備

さまざまな建築物や公共公益施設、公共交通施設、道路・公園などの基盤施設などが一体となって構成されているものが都市空間ですが、その中でも特に、公共的空間や社会的サービスのための施設は、誰にとっても容易に利用できるものとする必要があります。福祉行政との連携の下、諸施設の空間的整備や交通施策などを総合的に推進することで、誰もが安全・快適そして気軽に外出・移動できるような都市空間づくりを推進します。

「生活のネットワーク」、「水と緑のネットワーク」の整備に伴い、関連施設のユニバーサルデザイン化を進めることを検討します。

地域社会（コミュニティ）によるケアの推進

高齢者や子ども、障がい者のケアについては、公的な支援だけでは十分ではなく、地域社会による住民共助的なケア（いわゆる「みまもり」）が必要です。また、一人暮らしの高齢者の引きこもりを防ぐためには単に都市空間がバリアフリーになっているだけでは不十分で、地域の人たちとの交流など、外出したくなるような地域社会の温かい人間関係が必要です。都市空間の整備の面でも、こうした地域社会の人間関係を育むような整備が重要です。

文化のまちづくりや、まちづくりの実現体制とも関係づけながら、こうした地域社会の人間関係を育むような空間整備と住民共助型活動の促進を、地域社会の市民の発案と活動意欲を基礎に推進します。

(2) 福祉のまちづくり施策の方向

市民のニーズに応じた住まいの確保

市民誰もが、それぞれの必要に応じた住宅を確保できるような住宅施策を推進します。

特に今後さらなる高齢化が進行することが予想される狛江市においては、高齢者が安心して暮らせる住宅づくりに注力します。住宅内の段差解消や手すりの設置などのバリアフリー化、住宅の耐震性能の向上を図ります。

多摩川住宅などの既存の大規模な住宅の建替えや改修が行われる際には、関係機関に対して、高齢者や障がい者などの生活への配慮などを要請していきます。

「歩きやすいまちづくり」の推進

狛江市は、どこからでも駅まで徒歩で到達することが容易な小さな市域を特徴としています。その特徴を活かし、バリアフリー化などによる安全で快適な「歩きやすいまち」の整備、また、ベンチや小広場など「お休み処」の整備などさまざまな歩行者環境の向上を目指した施策を総合的に展開することを通じて「歩きやすいまちづくり」を推進します。

また、こうした「歩きやすいまち」に沿って各種公共公益施設や交流施設を配置することで「歩いて暮らせるまちづくり」を推進します。

誰もが暮らし続けられるコミュニティづくり

地域住民の自助・共助に支えられながら、誰もが暮らし続けられるコミュニティづくりを、福祉施策や公共公益施設整備などの施策と連携しつつ進めていきます。

多様な年齢層や家族の混住を維持・実現するため、多様なタイプの住宅供給の誘導や、親子近居や住み替えのあっ旋などを図ります。また、地域社会の人間関係を育むことに役立つ公共的空間（コミュニティスペース）の整備や、こうした空間を備えた共同住宅のデザイン誘導を図ります。

誰もが生きがいを持って楽しく生活できるよう、また高齢者などの引きこもりを防ぐためにも、趣味の活動や学習、文化、スポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動などに気軽に参加できるような施設整備、活動のプロモーションを図ります。また、コミュニティバスであるこまバスなど公共交通の更なる利便性の向上などにより安全、快適なアクセスの確保を図ります。

安心して子どもを育てられる環境を実現するため、保育所や幼稚園、小学校などへのアクセス道路の安全快適性の改善などを図ります。

公共公益施設の整備・改善

公共的建築物等の福祉環境整備基準などに基づいて、公民館、図書館、地域センターなどの公共公益施設のバリアフリー化を継続するとともに、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの導入を図ります。

民間の施設も含めて、不特定多数の人たちが利用する店舗などについてもユニバーサルデザインの考え方の普及を図るための指導や啓発を行っていきます。

屋外空間の整備・改善

安全・快適に歩行できるように、公共的建築物等の福祉環境整備基準などに基づいて、道路などの屋外空間の整備・改善を図ります。

道路については、高齢者、障がい者などの歩行や車椅子、ベビーカーなどの利用に配慮した歩道幅員の確保、段差の解消、舗装面の凹凸や過度な傾斜の解消などを図ります。特に、主要生活道路を中心とした地域に密着した道路では、歩行者が優先され自動車の走行速度を落とすように、警察などの関係機関と連携した交通規制や、路線によってはコミュニティ道路の整備も検討していきます。

また、「あんしん歩行エリア」などの面的な交通安全対策（4-4に前述）による道路整備との連携などについても検討していきます。

公園についても、誰もが利用しやすいように、出入口・園路・トイレといった園内の施設の整備・改善を図るほか、アクセス道路などの充実を図ります。

4 - 6 狛江らしい文化を育むまちづくりの方針

(1) 狛江らしい文化を育むまちづくりの基本的な考え方

歴史的・文化的な個性に裏打ちされた景観や市民の日常生活のあり様が、まちの魅力として現れ、それが、市民の誇りや生きがいにも繋がり、また、交流人口の増加にも繋がりが、新たな住民や来訪者、産業などを惹きつける経済的な基盤にもなるという時代になっています。

地域資源を活かし、狛江らしい独自性のある文化を守り育てるため、次に示す3点を基本的な考え方とします。

狛江らしい都市景観の保全と創出

農地・樹林地・河川・水路などからなる潤いのある景観、低層住宅を中心とした緑豊かな住宅地の景観など、狛江市ならではの都市景観の保全を図ります。

同時に、道路や公園などの都市施設や公共公益施設の整備にあたっては、周辺環境と調和した狛江らしい都市景観の創出を図ります。建築や開発などの事業については、良好な都市景観の形成に繋がるように誘導します。

地域資源の保全・活用

神社仏閣をはじめとする歴史的な資源、「農」のある風景など、狛江市内各所にある地域資源を大切に保全します。

資源自体を守る努力とともに、隠れている資源の発掘・活用と、周辺環境も含めた適切な規制・誘導を図ることで、狛江らしさ、地域らしさを育てていきます。

文化を育むまちづくり

「水と緑に恵まれた都市」、「古墳や史跡の豊富な都市」、「絵手紙発祥の地」といった狛江市の特性を活かしつつ、市民による生活文化の保全や育成を図り、また、そうした生活文化が、まちの風景に現れるような、狛江ならではの文化を育み、文化が風景として現れるようなまちづくりを推進します。

まちづくりの分野では、市民の文化活動やイベントのための施設、活動の拠点や舞台となる都市空間の整備や、狛江らしい風景の創出・育成に繋がる景観資源の発掘・顕彰などを検討・推進します。

(2) 狛江らしい文化を育むまちづくり施策の方向

景観まちづくりに関わる「拠点」の形成

1) 緑の景観拠点

「環境まちづくりの方針」で「緑の拠点」とした狛江弁財天池特別緑地保全地区及び和泉多摩川緑地の2箇所を「緑の景観拠点」と位置づけ、各々保全・整備を図ります。

狛江弁財天池特別緑地保全地区は、狛江駅に近接した位置にあり、まちの中心に豊かな緑の景観を形成しています。多くの市民が集まり、また狛江駅を利用して狛江市を訪れる人が初めて目にする市の「玄関口」とも言える立地条件から、市のシンボリックな景観資源として大切に保全していきます。

和泉多摩川緑地として都市計画で決定している区域は、狛江市の緑の中核を担う地区として位置づけるとともに、隣接する多摩川の水辺空間と調和した景観形成を図ります。



2) 都市景観の創出拠点

狛江市の中でも、特に人が多く集まる鉄道駅の周辺や、住宅地内でも生活利便施設が比較的多く立地し、今後も集積を図る地区を「都市景観の創出拠点」とします。

面的に、にぎわいや美しさ、狛江らしさなどを感じられるような空間となるように、各々の立地特性などを踏まえた景観の規制・誘導を図っていきます。

景観を阻害する要因となる放置自転車対策を継続するとともに、にぎわいの創出との両立に留意します。

3) 歴史的景観拠点

泉龍寺や伊豆美神社などの寺社をはじめ、史跡である兜塚古墳・亀塚古墳、多摩川の五本松といった歴史的な資源を「歴史的景観拠点」に位置づけ、市民が誇りを持って後世に残し伝えていく拠点として保全を図ります。

緑あふれる落ち着いた空間として保全するとともに、モニュメントの整備なども検討・推進していきます。周辺整備にあたっては街並みの維持・向上に留意します。

景観まちづくりに関わる「軸」の形成

1) 水辺の景観軸

多摩川と野川を「水辺の景観軸」に位置づけ、線的な景観形成の要素として、関係機関とともに適切に維持・管理を行います。

多摩川は、狛江市にとって特に貴重な水辺空間となっており、市民のみならず市外からもレジャーやレクリエーションを目的とした来訪者を集めていることから、流域全体を意識しながら、その特性を踏まえた維持・管理を、景観保全・改善の視点を含めて行います。公園などの施設整備を行う際には、景観の向上に繋がるように留意します。

野川は、狛江市北部の潤いのある景観軸として、水質保全や護岸及び並行して通る道路の適切な維持・管理などを行います。また、東京都景観計画において、景観基本軸として位置づけられている国分寺崖線について、接続する自治体と連携しながら、野川、周辺地域と調和した景観形成を図ります。

2) 緑の景観軸

狛江市のほぼ中央部を通る野川緑地公園及び岩戸川緑地公園は、市民に親しまれ、潤いを与える貴重な連続した緑の空間であることから「緑の景観軸」に位置づけ、樹木や植栽の診断なども含めて適切に維持・管理を行います。また、旧河川跡地という特徴を活かして、相互をつなぐ延伸事業を構想し、せせらぎや社寺仏閣の池を含めた水と緑の景観としてのネットワークの充実に取り組みます。

地区まちづくり計画を活用した沿道の住宅敷地の緑化や生垣化などとも連携して、景観軸としての魅力の向上を図ります。

3) 街路の景観軸

都市計画道路は、にぎわいや活気、都市の特性などを感じさせる線的な景観要素として「街路の景観軸」に位置づけます。

路線や区間の特性を踏まえて、各々にふさわしい景観形成を図り、街路植栽による緑の連続性の確保にも配慮します。新規の整備区間においては、特に景観軸としてふさわしいテーマ性をもたせることに留意します。

主要生活道路や生活道路についても、景観軸を補完し、質の高い景観創出に繋がるよう、民有地の沿道の緑化などの誘導を図っていきます。

良質な街並みの保全

北部（西野川・東野川）や南東部（猪方・駒井町・岩戸南）などには、落ち着いてゆったりとした印象を与える低層住宅地が形成されています。また、多摩川住宅は、住棟が計画的に配置されており、緑も比較的豊かで、隣接する根川さくら通りは桜の名所となっています。

こうした良質な街並みの保全・育成を図るため、景観形成のためのガイドラインやルールを定め、狛江市まちづくり条例と一体的に運用することなどを検討します。地区のレベルでは地区まちづくり計画の策定を推進し、法的な制度としての地区計画や建築協定、緑地協定などの活用も検討します。

農地は、緑の景観を形成する貴重な要素として、保全を図ります。

公共公益施設における文化的拠点の形成

公民館、地域センターなどの公共公益施設は、地域の文化活動の拠点として、その適切な維持管理を継続するとともに、充実を図ります。

また、市民の日常的な文化的活動や地域活動の場としての空き店舗の利用や、高架下空間の利用など、暫定的な利用形態を含め、小規模な集会施設などの確保を検討・推進します。既存の公園（特に小規模な提供公園）などについても少子高齢化の実態などを

踏まえ、小規模な集会室・談話室などの設置を検討します。また、一定規模以上の住宅開発について、提供公園に代えて集会室などの整備と地域社会への公開を義務づける仕組みを検討します。

公共公益施設の改修や建替え、新設の際には狛江らしいデザインに留意し、質の高い都市景観の形成の先導的役割を果たすことに留意するほか、緑やオープンスペースの確保、建築物のデザインへの配慮、周辺の塀や囲いの形式の工夫などを検討・実施していきます。

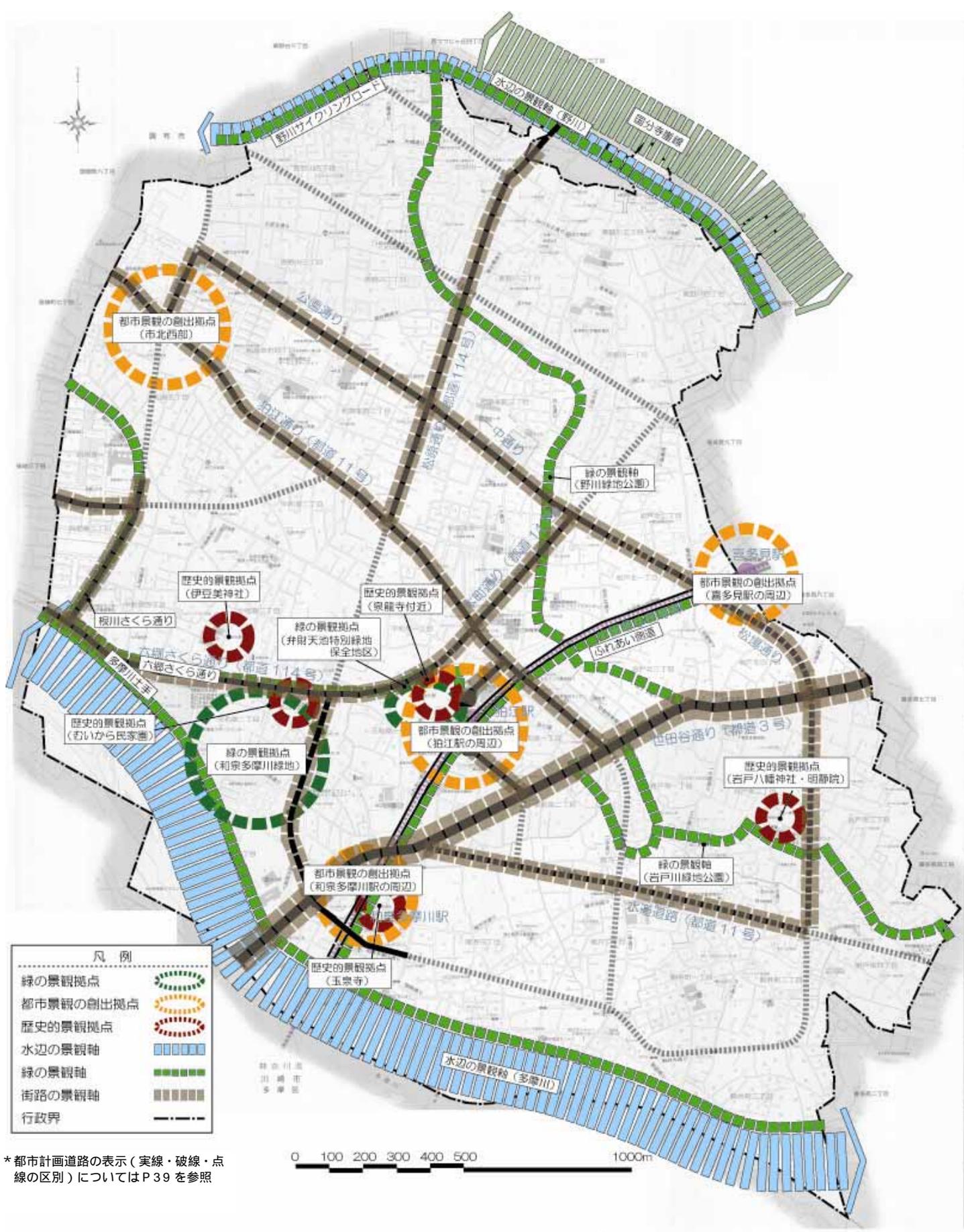
民間の開発や建築についても、その地域の特性にふさわしい文化性の感じられる風景となるようデザインの適切な誘導を図ります。狛江の文化を感じさせるような良質なデザインについては、表彰などにより促進・普及することも検討します。

地域資源の保全・活用と地域に根ざした文化の創造

「狛江のまち - 魅力百選」において選定している文化資源などの保全を図るとともに、それらをランドマークとした景観形成などの取組みを進めます。事業者や市民の取組みを支援し、文化のまちづくりの機運を高めるためのソフト面の工夫も検討します。

また、空間的・景観的資源だけでなく、地域に根ざしたお祭り、おみこし、イベントや芸能、住民の活動などこそが貴重な文化資源であるとの観点に立ち、その保全、育成や情報の整備、さまざまな方法による狛江市内外への広報・周知を図ることにより地域の文化を支えていきます。





* 都市計画道路の表示（実線・破線・点線の区別）についてはP 39を参照

図 景観まちづくりの方針